第14回一関市農業委員会総会議事録

告 示 年 月 日 令和4年10月19日 告 示 番 号 第11号 会議年月日 令和4年10月25日 会議の場所 川崎農村環境改善センター 出 席 委 員 別紙のとおり 欠 席 委員 別紙のとおり 会議に出席した職 事務局長 阿部 徹 局 長 補 佐 佐 藤 正 浩 浅 岡 栄 嗣 企 画 係 長 主 事 千 葉 星 夏 本日の案件 第14回一関市農業委員会総会提出議案のとおり 時 刻 午後1時37分 開 会 長 本日の出席委員は21名であります。 議 定足数に達しておりますので、第14回一関市農業委員会総会を 開会いたします。 なお、3番 佐藤 義明 委員、4番 小澤 仁 委員、9番 畠山 信吾 委員より欠席の届け出がありましたので報告いたします。 行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡 議 長 の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。 議案審議に入る前に、お諮りいたします。 長 議 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名する ことにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条 長 議 の規定により議事録署名委員に5番 佐藤 繁 委員、6番 菅原 吉昭委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主事を指名いたします。 議 長 審議に入ります。 「報告第30号 農政専門委員会の報告について」を議題といた します。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長 より報告願います。

農政専門委員長

それでは、第3回及び第4回農政専門委員会の協議結果につきまして、概要を報告いたします。

去る9月26日と10月19日、川崎農村環境改善センターにおきまして、第3回及び第4回の農政専門委員会を開催し、令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について、9月26日は農政専門委員10名により、また、10月19日は9名により協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

事務局からは、阿部事務局長、浅岡係長が出席いたしました。協議の内容は、お手元の委員長報告のとおりでございます。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を提出するにあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から提出された意見を取りまとめた事務局提案の意見書原案について、前段及び8つの項目ごとに農政専門委員が提案事項の内容や背景などについて、各々の意見を出し合い討議いたしました。

その討議の内容を精査し、新たに8つのテーマ、19項目の意見書(案)に整理したものを本日の総会におきまして、議案第99号として審議していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、農業委員会と市長との懇談会につきましては、昨年同様、前段で意見書を市長に手交した後、懇談会を行うこととし、 11月24日、木曜日でございますが、午前中に開催することといた しました。

懇談会での発言者につきましては、本日の総会後に協議させていただきたいと思いますので、総会が終わりましたら農政専門委員、農地専門委員の委員長、副委員長さんには残っていただきますようお願いいたします。

以上報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

以上で「報告第30号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第30号」の質疑を終わります。

次に、「報告第31号 専決処分の報告について」を議題といた します。

事務局の説明を求めます。

議長

議 長

議長

局 長

2ページをお開き願います。

報告第31号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規 定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から9ページの第29号までの29件、29名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年10月17日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、

「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」すると規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第31号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第31号の質疑を終わります。

次に、「議案第94号 農地法第3条第1項の規定による許可申 請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

10ページをご覧願います。

議案第94号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に大東地域に係る申請2件です。

第1号については、譲渡人が労力不足により管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲渡人が遠方に居住しており、農地を耕作

議長

議 長

議長

局 長

管理できないことから空き家バンクに登録し、譲受人が宅地及び 住宅等と合わせて農地を取得し、新たに耕作するため売買により 取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっており ます。

譲受人は農家ではありませんが、ピーマンの作付、管理計画を 記載した営農計画書を提出しております。

また、取得する農地面積は、現行の下限面積の10 a 未満でありますが、空き家バンク登録案件であり、別段面積 1 a が適用となるため、許可要件を満たしております。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第3号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、 譲受人が経営規模拡大のため売買により取得し、隣接する自己所 有地と一括して採草地として使用しようとするもので、売買金額 は記載のとおりとなっております。

11ページをご覧願います。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第4号については、譲渡人が労力不足のため管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得し、近隣の自己所有地と一体で管理しようとするものです。

以上4件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第94号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地 調査の結果報告お願いします。

最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年10月11日、火曜日、午後1時30分より行いました。

現地調查員、農業委員 畠山委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 及川委員、支所職員 畠山産業建設課課長補佐。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

議長

23番 鈴木 勝 委員 議長

7番

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

佐藤 想司 委員

現地調査日、令和4年10月11日、火曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 渡辺委員、同じく小野委員、支所職員 加藤産業建設課課長補佐、佐藤産業建設課主任主査。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のと おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず れも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから 問題ないと思われます。

以上です。

議長

佐々木 栄一 委員

18番

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第3条の現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年10月11日、午前9時より行いました。

調査員につきましては農業委員 佐藤、それから私 佐々木でございます。

農地利用最適化推進委員につきましては菅原委員、支所職員といたしまして阿部主事でございます。

報告内容としまして、第4号について、別紙農地法第3条現地 調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました 結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな いことから問題ないと思われます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第94号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第94号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申 請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

12ページをお開き願います。

議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す る意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請4件です。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第3号及び13ページの第4号は同一事業で、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地 と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接 続して設置するものであることから転用は可能と考えられます。

なお、申請値は平成30年12月21日に農振除外済みです。

次に、大東地域に係る申請4件です。

第5号から14ページ、第8号までの4件は同一事業で、譲受人 が農畜産物販売施設及び駐車場を整備するため転用申請するもの です。

農地区分は、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断しましたが、農業用施設等であることから、転用は可能と考えられます。

なお、申請値は令和4年9月22日付で農振除外済みです。

次に、千厩地域に係る申請3件です。

第9号及び15ページ、第10号は同一事業で、譲受人が駐車場を 拡張するため転用申請するものです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。

第11号は、借受人が工事用仮設休憩所及び資材置場として利用 するため一時転用申請するものです。

申請地は、農振農用地ですが、3年以内の一時転用は可能と考えられます。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第12号は、借受人が公共工事の施工ヤードとして使用するため 一時転用申請するものです。

申請地は、農振農用地ですが、3年以内の一時転用は可能と考えられます。

16ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第13号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、13件につきましては、農地転用許可基準から、転用する ことはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第95号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第5条現地調查報告書、一関地域。

現地調査日、令和4年10月12日、午後2時より。

現地調査員、農業委員 14番、佐藤 私です。

そして佐藤 洋子 委員、それから農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、事務局職員は千葉主査、千葉主事でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約780mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東及び西側が道、西側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。

議長

14番 佐藤 宗雄 委員 第2号、申請地は、一関インターチェンジから北西に約1kmの位置にあり、周囲は北及び南側が農地、東側が市道、西側が用悪水路となっている。

申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。

第3号、4号、申請地は、一関インターチェンジから南に約2.4kmの位置にあり、周囲は北及び西側が市道、東側が宅地、南側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周囲に影響はないと思われます。

ありがとうございました。

次に、大東地域担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条の調査報告をいたします。

調査日、調査員は第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告いたします。

第5号から8号、申請地は、大東支所から西に約5.7kmの位置にあり、周囲は北側が国道、東側が用悪水路、南側が農地、西側が公衆用道路となっている。

申請人が農畜産物販売施設及び駐車場を建築整備する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします

現地調査日、令和4年10月11日、火曜日、午前9時半より行っております。

現地調查員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主査、支所職員 小山産業建設課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第9号、10号、申請地は、JR千厩駅から南東に約2.9kmの位置にあり、周囲は北及び東側が公衆用道路、南及び西側が雑種地

議長

23番

鈴木 勝 委員

議 長

5番

佐藤 繁 委員

となっている。

申請人が駐車場を拡張する計画であり、排水は雨水のみである ことから、周辺農地に影響はない。

第11号、申請地は、JR小梨駅から南東に約590mの位置にあり、周囲は北及び東側が農地、南側が市道、西側が道となっている。

申請人が工事用仮設休憩所及び資材置場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

なお、本工事は、県発注の経営体育成基盤整備事業清田地区第 8号工事である。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告いたします。

第12号、申請地は、JR岩ノ下駅から北東に約1.2kmの位置にあり、周囲は北及び南側が水路、東及び西側が農地となっている。

申請人が公共工事に伴う施工ヤードとして一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

なお、本工事は、市発注の市道松川駅館下線道路改良舗装工事である。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日につきましては令和4年10月11日、午前9時より行っております。

農業委員につきましては千葉委員、それから私 藤原、農地利 用最適化推進委員につきましては小松、岩渕、菅原委員でござい ます。

議 長

7番

佐藤 想司 委員

議長

12番

藤原 美喜男 委員

支所職員からは小野寺産業建設課主任主事、小原産業建設課主 任技師でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第13号、申請地は、室根支所から東に約370mの位置にあり、 周囲は北側が宅地、東側が公衆用道路、南及び西側は農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地には影響はないと思われます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

16番

及川 治雄 委員

ちょっとお聞きしますが、一関地域の第2号、一般住宅、共同 住宅を建てたいということで、図面を見ますと前後が田んぼにな っていますが、建物自体は平屋でしょうか、それともアパートみ たいに高さのあるものでしょうか。

局 長 補 佐

お答えいたします。

16番

2階建てでございます。

及川 治雄 委員

2階建て以上ですと、周辺の農家の日射量の関係で被害等が予想される場合があり、周辺の農家の方々の同意が私個人としては必要と思われますが、いかがなさっていますでしょうか。

局長補佐

建築に当たりましては、周辺農地への影響がないような配置を してございますし、3種農地でございますので基本的には転用が 可能な農地でございます。

16番

及川 治雄 委員

条件的には_____について、<u>周り</u>の農家さんからご承知置きをしているかどうかということでございます。

あとからお天道様が当たらなくて作物に影響が出るとか出ない とか、建物が建っていない状況でそういう判断というのはどうな んでしょうか。

クレームがあとから出てくるような予想がされることはないと 思いますけれども、一応周囲の農家さんからその辺のお話をし て、ご理解をいただいておけばいいかなというふうに思います。

質問ではございませんので、結構でございます。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 長 議 (異議なしの声あり) 議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場) 長 挙手満場と認めます。 議 よって、「議案第95号」を許可相当と決します。 次に、「議案第96号 農地転用事業計画変更申請に対する意見 議 長 について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 17ページをお開き願います。 局長補佐 議案第96号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい て、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったの で、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、一関地域に係る1件です。 第1号は、令和4年4月22日付で、自己住宅を建築するため転 用許可を受けていましたが、転用事業者が死亡したため、転用地 の相続人が事業承継するものです。 以上で説明を終わります。 長 以上で「議案第96号」の説明を終わります。 議 審議願います。 13番 相続ということでありますけれども、相続の届出についてはも 佐藤 和威治 委員 う既に出ているものなのでしょうか。 局 長 補 佐 財産としての相続はされておりますので、相続人の方の申請に なるのですが、もう転用許可されておりますので、その時点で農 地ではないので、農地法としての相続届は受理しておりません。 以上です。 そのほかございませんか。 議 長 (なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 議 長 (異議なしの声あり) 議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第96号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい

て」を許可相当と決する方は挙手願います。

(举手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第96号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第97号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

18ページをお開き願います。

議案第97号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容 をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

19ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が3件です。

第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号から20ページ、第3号までの2件は、室根地域に係る申請です。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第97号」の説明を終わります。

審議願います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第97号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を 可と決する方は挙手願います。

(举手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第97号」は可と決します。

議長

次に、「議案第98号 農地法の適用外であることの証明願に対 する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

21ページをお開き願います。

議案第98号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否 について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否 についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は6件で、一関地域に係るものです。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第98号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

まず、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

農地法適用外現地調査報告書。

現地調査日、調査員は第5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから西に約3.1kmの位置にあり、周囲は北及び東側が宅地、南側が用悪水路、西側が山林となっている。

平成7年頃から53-9は山林化しており、また、53-8は宅地及び庭として利用していたものであり、既に農地性は失われている。

第2号、申請地は、一関インターチェンジから西に2.4kmの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、東側が雑種地、南側が宅地、西側が農地となっている。

昭和42年頃から宅地への進入路として利用していたものであ り、既に農地性は失われている。

第3号、申請地は、一関インターチェンジから西に約5.7kmの位置にあり、周囲は北側が水路、東側が原野、南側が公衆用道路、西側が農地となっている。

平成8年頃から山林化しており、既に農地性は失われている。 次の裏のページまであります。

第4号、申請地は、JR山ノ目駅から北東に約3.6kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東及び南側が農地、西側が宅地となっている。

昭和53年頃から隣家の進入路として利用させていたものであ

議長

14番 佐藤 宗雄 委員 り、既に農地性は失われている。

第5号、申請地は、JR山ノ目駅から北東に約4.9kmの位置にあり、周囲は北及び西側が農地、東側が市道、南側が原野となっている。

昭和39年頃から道路として利用していたものであり、既に農地性は失われている。

第6号、申請地は、一関インターチェンジから南東に約1.6km の位置にあり、周囲は北及び東側が道、南側が農地、西側が宅地 となっている。

昭和48年頃から宅地の庭として利用していたものであり、既に 農地性は失われている。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

5番についてお聞きします。

現況が公衆用道路ということでございますが、この場合、登記上はどのようになるか教えていただきたいんですが。

お答えいたします。

公衆用道路と記載しておりますけれども、これが今度、登記により公衆用道路になる見込みということで記載させていただきまして、現状は農地になっているわけですけれども、こちら特殊事情がございまして、道路向かいの部分の宅地が市道に若干はみ出ている部分がございまして、その分を反対側の農地を実質的に道路になっている状態で幅を確保していたという現状でございまして、その状態を是正するために今回、道路にするということでございます。

その場合、結局、所有者はこのままで個人の佐藤さんの中で登 記上変えるということなのでしょうか。

登記を変更したあとは市のほうに寄贈する形で、公衆用道路ということで市道になる予定でございます。

そうした場合に、今度は一関市ということで公衆用道路ですからこのあとに出てくるということですか。

このあとに出てくると申しますと…。

要は、一関市の公衆道路扱いになるということですよね。

議長

21番

畠山 潔 委員

局 長 補 佐

21番 畠山 潔 委員 局 長 補 佐

21番 畠山 潔 委員 局 長 補 佐 21番

畠山 潔 委員

局長 補佐

21番

畠山 潔 委員 局 長 補 佐 はい、お見込みのとおりです。

それをこれからの手続きになるんですか。

21番

畠山 潔 委員

場合、個人で分筆してから市のほうに寄贈するという方法をとったようでございます。

その事務のやり方はあるかと思いますけれども、このケースの

方法としては分かりますけれども、それの手続きを即やるので しょうか。

本人の希望で先送りというか、そういうことも考えられるわけですか。

いや、道路にするためにここにいて分筆までされたので、即承 認する手続きは進むものと考えております。

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第98号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第98号」を可と決します。

次に、「議案第99号 令和4年度農地等の利用の最適化の推進 に関する意見書の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、A4の資料、各自、前にお配りしておりますものを 御覧いただきたいと思います。

開いていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、前段の部分を読み上げます。

令和2年1月に日本で新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認されてから2年以上が経過しました。

その間、全国に広がった感染症拡大の影響は、国民一人一人が 外出やイベントへの参加を自粛する等、これまで経験したことの ない非日常的な暮らしを強いられてきたところです。

令和4年度もオミクロン株による流行の第7波が押し寄せ、4

局長 補佐

議長

議長

議長

荿 大

議 長

議長

局長補佐

月から8月にかけては新規陽性者が急増し、社会、経済活動の停滞が依然続いており、外食向けの農畜産物の消費減退に伴う収入減少を招くなど、農家経済にも影響が及んでいます。

また、ロシア軍のウクライナ侵攻は、世界的な社会、経済に混乱をもたらし、小麦等の輸入食品や肥料等の生産資材、石油、______等のエネルギー資源の不足と価格高騰を引き起こしています。

さらに、農業、農村においては、米価の低迷や担い手の減少、 高齢化による農業労働力の不足、遊休農地の増加などにより農業 生産基盤の脆弱化が急速に進行しており、農村コミュニティの減 退が懸念されています。

このような中、国では農地の集約化と人の確保、育成、農地保全による荒廃防止などを目指す人・農地関連法が5月に参議院本会議で可決成立し、市町村は地域農業の将来のあり方について協議の場を設け、目標地図を含めた地域計画を策定することになり、その中で農業委員会は新たな役割として、農業の担い手ごとに利用する農用地などを定めた目標地図の素案づくりを担うことになったところです。

こうした状況を踏まえて、一関市農業委員会はこれからも農地の有効利用及び優良農地の確保に努めるとともに、意欲ある担い手が持続的かつ安定的な農業を営めるよう、関係機関団体と手を携えて農地利用の最適化の推進に取り組んでまいります。

つきましては、農業農村が抱える課題解決に向けて、今後の農業施策に反映していただきますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

令和4年11月24日、一関市長、佐藤善仁様。

一関市農業委員会会長、石川誠司。

ご意見の部分を2ページから読み上げたいと思います。

- 1、担い手への農地利用の集積、集約化について。
- (1)農業者の高齢化が進む中、担い手への農地の集積、集約化は、遊休農地の発生防止にも直接関連する緊急の課題である。

しかし、農地の利用については、担い手である経営体の判断に 委ねられている事項であることから、行政やJA等関係機関を交 え地域の中でしっかり協議し、ビジョンを共有し、担い手を支援 すること。

(2) 担い手新規就農者にとって設備投資に莫大な費用がかか

ることが課題である。

長期間の営農継続が可能な意欲ある農家に対し、農業設備や農 業機械等のリースの補助制度を創設すること。

あわせて、担い手が省力化により規模拡大を図るため、ドローンの活用やロボットによる草刈り、GPSによる農業機械の自動運転補助等、スマート農業の実践に取り組めるよう支援を検討すること。

- (3)人・農地プランにおける大規模な担い手の中心経営体に加え、小規模の経営体や半農半X、家族経営も地域を支える多様な担い手として位置づけ、小規模経営にも目を向け、持続可能な農地利用を支える仕組みを強化すること。
- (4) 肥料、飼料、燃料等農業資材が高騰する中、農産物価格の低迷や水田活用直接支払交付金の見直しなど、農業者が経営に 意欲を持てない状況が続いていることから、担い手への施策の重 点かを図ること。
 - 2、基盤整備事業促進について。
- (1)中山間地域の農地の多くは湿田や農道の未整備等、条件の悪い農地が多く、所有者の維持管理の負担が大きく、新たに引き受ける担い手も少ないため、今後ますます遊休農地化が進むことが考えられることから、速やかに基盤整備事業や農道整備の促進を図ること。
- (2) 基盤整備事業について、当初計画より大幅な工事の遅延 や資材の高騰、工法の変更など農家負担が当初より大幅増額とな るなどの事業計画の変更が求められている。

このような状況が続くことで、今後、基盤整備事業への参加農家が減少し、特にも中山間地域の農業の衰退に拍車がかかるおそれがあることから、工期の短縮化及び財政支援を図ること。

- 3ページをお開き願います。
- 3、遊休農地の発生防止解消について。
- (1)担い手の高齢化や後継者不足による農業の労働力不足が 顕在化し、耕作放棄地が増加している。

現在、全国の10の自治体では職員の副業基準に農業を明記し、 公務員が農業を支援できるようになった。

市でも職員の副業基準を設け、繁忙期に市職員が積極的に農家の手伝いや多面的機能支払制度の共同草刈りなどに参加できるように取り組むこと。

- (2) 遊休農地の発生を防止するためには、地域農業のあり方を地域で話し合い、所有者自らの対応が困難な場合は地域ぐるみの活動、いわゆる多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、発生防止や再生への取り組みを行う必要があることから、交付金事務の簡素化を図るとともに、交付金制度の継続を国に働きかけること。
 - 4、新規就農、算入の促進について。
- (1)全国農業会議が<u>標榜</u>した経営継承・発展等支援事業(国 と市町村が半額ずつ補助)が7月に締め切られた。

親子、第三者問わず地域の担い手から経営を継承し、経営発展 に関する計画を策定し、取り組みを行う後継者に対し100万円を 補助するものであり、後継者不足の一助となったものと考える。

今後も継続するよう国に働きかけ、継続的に後継者への支援を 行うこと。

- (2) 新規就農者の初期投資リスクの負担軽減を図るため、農業機械やハウス等を行政及びJAが協力して、5年をめどに新規就農者用のリース事業を実施し、経営安定と自立の支援を促すこと。
- (3)農業系高校生に対し先進的な農業経営者からの出前授業 や若手農業者との交流会、セミナーの開催等により、若者に農業 としての農業の魅力を伝えるなど、就農率を上げる取り組みを行 うこと。

また、新規就農を条件に農学部生、農業大学校生を対象とした市の奨学金制度の創設を検討すること。

(4)新規就農、参入者の増加を図るため、若者だけでなく、 50歳代以上の就農希望者にも実践教育と助成金による支援を行う よう国に働きかけるとともに、市独自の支援を行うこと。

4ページをお開きください。

- 5、有害鳥獣による農作物被害対策について。
- (1) 有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、狩猟免許取得費の補助、火薬三段、わな等購入費の補助、電気柵、_____等購入費の補助を拡充すること、特にも電気柵の台数及び補助率の拡充を検討すること。
- (2)近年、天然記念物のカモシカによる農作物被害が発生している。

電気柵等の農作物を守る対策とあわせて一定頭数の駆除も必要

なことから、生息数の把握や被害状況調査を行い、頭数の間引き を国に陳情すること。

(3) 鳥獣被害が年々増加しており、防止するためには里山と 農地の境界線の管理が重要である。

また、侵入防止柵の設置については、専門的な知見を有するアドバイザーの協力と指導を得ながら現地調査や説明会を開催すること。

6、水田活用直接支払交付金の見直しについて。

政府が打ち出した交付金の見直しは、農家の実情を無視した改革であり、農業経営意欲を減退させ、今後農地の遊休農地化、荒廃や耕作放棄につながりかねない。

国、県に対し令和8年度まで撤回するよう働きかけるととも に、市として魅力ある農業の確立を進めること。

7、緑の食料システム戦略について。

国は緑の食料システム戦略に関連し、地域ぐるみで有機農業に取り組むオーガニックビレッジ事業で令和7年までに100市町村を創出することとしており、6月には取り組む予定の51市町村が公表されている。

市内には一関地方有機農業推進協議会、一関自然農法なのはな普及会や自然食品店もあることから、市として実施計画をまとめ、県内最初のオーガニックビレッジ宣言を行い、全国にアピールするとともに、市民に対し有機農業の理解を深める活動につなげること。

5ページをお開きください。

- 8、その他支援策について。
- (1) 収束しない新型コロナウイルス感染拡大やロシア軍によるウクライナ侵攻の長期化等による世界的なインフレは、消費者に大きな負担をもたらし、農業をはじめ全ての生産活動の低下が懸念されている。

個人、法人問わず農業の経営状況は厳しさを増していることから、国、県、市と行政とJA等関係機関が連携し、地域農業と意欲ある生産者をしっかり支援すること。

(2)近年、大雨等による自然災害が発生しており、所有者負担でのため池や用水路の維持管理が追いつかない状況にある。

ため池や用水路の維持管理を適切に行い長寿命化することで災害の被害を最小限にとどめることができ、さらには将来にわたり

農業者の生活保障と安定した施設として維持することができる。

そこで、市として、個人や共同で所有しているため池や用水路 の維持管理、長寿命化及び安全対策に係る経費について、補助制 度の創設を検討すること。

以上、8つの部分で19項目を審議していただき、まとめたものでございます。

よろしくお願いいたします。

以上で「議案第99号」の説明を終わります。

審議願います。

最後のページの<u>地元</u>の計画要望と一番下の(2)のほうに、ため池、用水路の維持管理、長寿命化及び安全に係る経費というところがございますが、私の地域の花泉町はため池が多いわけでございます。

その水田基盤整備されているところまでの用水路が誰々ほか何名という相続になって、所有者がはっきりしない<u>ようで</u>ございます。

この前も農地耕作条件等の補助制度を受けようとして、3年ほど調査いたしまして、法務局に行って所有者や<u>公図</u>等を調べましたが、いかんせん、農村整備センター、市役所のほうでも、登記ははっきりしないと工事、補助制度は受けられないということでございます。

将来にわたりまして、災害等も発生しておりまして、地元の水利組合とか40年とか80年以上の災害を待って直してもらうほかはなくて、市の多面的機能の200万円ではとても工事ができない状態です。

毎年多面的機能が終わりましても、65%ぐらいの予算しか入ってきておりません。

ですから、私の要望するところは、私個人としましては、水路 の誰々ほか何名というのを<u>支援制度</u>というのがございまして、こ れを円滑化に進めるように、用水路、排水路の相続の変わる制度 の創設を要望するところでございます。

そして、今のところ、この水路が直せないために基盤整備に来るまでの用水が、普通であれば、パイプラインであれば30分から40分くらいのところが、もう1時間、2時間では来ないわけです。

もう天水の水路ですから、もう地下水に夏ですと染み込んでし

議 長

16番

及川 治雄 委員

まって用水路の3分の1か5分の1ぐらいしか来ないという状況 でございます。

国会議員さん、県会議員さんも来て現地も調査していただいて いますけれども、そういう状況も踏まえながら、経費の要望だけ ではなくて、相続登記、またはそれに関わる工事ができるように 要望するところでございます。

長 議

どなたか、これに関連して相続について。

は疑問の持つところではないかなと。

なければ、私、参考に、やはり相続、要するに個人のものをま た個人に、要するに所有権が移転するわけです。

分からないからと言って、やはり公共でそれをやるのは、今ま で手を抜いて相続をしないのが悪いのか、市やなんかで だからといってやってくれてもいいものか、やはりこのところ

ちなみに、参考になるかどうか、今の基盤整備事業なんかでも 補助100%といっていろいろ手を挙げている地域もございますけ れども、やはり相続になっていない農地が、例えばこういう大き い平場にぽつんと1か所でもそういう農地等があれば国ではでき ないと言っています。

やはりあくまでも個人のものは個人で解決してくださいと言っ ているのだと思います。

多分、今、及川委員の言うのはちょっと私的には苦しいかなと 思っていたりします。

参考までに。

もう1つは、やはり及川委員が言うのは分かるのだけれども、 ちょっと質問ももっと詰めてやれるようにお願いします。

ほかにございませんか。

5番の有害鳥獣による農作物被害対策ということで要望させて いただきたいんですが、私どものほうもかなり問題が深刻化、こ の数年でかなり大変な状況になってきまして、これが故にただで さえ安い米をつくっているのに、もうやめたと、荒らされてもう やめるという人が出てまいりました。

それで、これではもうどうしようもないなということで、うち のほうは地域の消防団、若い連中に、ちょっと鉄砲というのはハ ードルが高いので、くくりわなの資格を取らせて野生動物の密度 を幾らでも下げようというようなことを考えております。

それで、中山間支払いの生産性向上加算という加算措置を受け

7番 佐藤 想司 委員 まして、その予算を使ってやろうと。

と申しますのも、ここに書いてありますように、市としても資格を取るのに半額補助ですよとか、出来作、たしか上限額があるんですよ、多少なりにもあるんですよ。

でも、そんなもの、何の役にも立たないですね。

別に、やるのは趣味でやるのに資格取るわけでも何でもないんですよ。

もういたたまれず、やむにやまれずそういう資格を取って応援 していかなければならないということで、そんなことでは全然面 倒なことだけでダメだということで、その加算金を使って資格を 取る費用、その日当、全てこちらで出すからやってくれと、4人 養成しました。

それでやってみて気づいたんですが、まず資格取るだけでは狩猟できないですよ。

猟友会なるものがありまして、それは花泉の方もご存知だと思いますけれども、全国、県、支部というふうにあって、それぞれ会費がかかる、さらにいろいろな講習が平日に行われるわけです。

その都度、私どもは日当から何から支払って出てもらって、と にかくやろうということで、たちまち何十万という支出が出まし た。

それと、現実的に11月15日から実際やる手はずになっているんですが、今困っているのが、くくりわなで、くくりわなの資格を取るわけですから、捕まえた場合に、それを止め刺しといって、結局。

議 長

7番

佐藤 想司 委員

すみません、手短にお願いします。

それで動物の息の根を止めて解体して、私らのほうだと奥玉の 処理場に運ぶんですが、それをなかなか普通の資格持っている人 はできないんですね。

だから、そういう専門の委員、専門の方を、鉄砲を持っている 方でそれをしてお願いして、そういう場合にすぐにやってもらえ る人、そういう体制も整えてほしいというふうに考えています。

いろいろ言いたいことはありますけれども、そういうことで す。

よろしくお願いします。

今の佐藤委員の意見について、ちょっと私も同感なところがあ

20番

遠藤 勝幸 委員

るので、私も意見を述べさせていただきたいと思います。

私も近年、ものすごく鹿とかの被害が非常に多くなってきて、 3年、4年くらい前までたまに1年に1回見ればいいかなという ふうな状況でしたが、今はもう獣道ができるような状態で、足跡 もいっぱいある。

どうしたらいいかというふうにいろいろ考えて、私も狩猟免許を取ろうかというふうに検討しましたけれども、今おっしゃっているとおり、非常に手数料なり時間なり、ものすごくかかって、専業で農業をやっている私にはちょっと無理だなと。

ひとつ提案ですが、やはり餅は餅屋ですし、鉄砲を持っている 人たち、わなの免許を持っている人たち、その人たちの私たちは 補助として活躍できないか、活躍というか、手伝いをしながら地 域を守れないかというふうに思います。

その免許を持っている人たちが頭になって、我々何カ所かに例 えばわなを仕掛けるとか、それを見回りをするとか、そういうこ とはできると思うんです。

そういうふうな手助けをしながら地域を守って、捕獲したなら ば猟友会の人たちにそのあとお願いするというような形で、免許 を持っている人たちを手伝いながら我々が地域を守っていくと、 手足になってやっていくというような仕組みづくりができないの かというふうに思います。

それでは、結構時間食っていますので、ここで参考に18番の 佐々木委員、いろいろなのをね。

指名されたので触れさせてもらいますけれども、生ぬるい気持 ちでは鳥獣捕獲できません。

意欲がなければできません。

農業をやっていて、ちょっと暇になったからやるかなと、そういう簡単なことではできません。

<u>鉄砲打ち</u>少なくなったからだと、あなた、さっぱり活躍していないからだと叱られることもあるんですけれども、そんなことを言ったって彼らはどんどん、どんどん増えています。

それで、わな猟は<u></u> 的には簡単ですけれども、銃を持つこと自体がもう大変なんです。

これは国家公安委員会の資格を取らなければ持てない、ただ<u>資</u>料使ってものを預かったから飛んでいるからやるかとか、歩いているからドーンとやるかとかと、そういう簡単ではないです。

議長

18番

佐々木 栄一 委員

今、ここに要望が出されたんですけれども、市としてはできる 限り皆さんの要望に応えてやろうということだけかな、実際はそ んなに簡単ではないんです。

鹿1頭、イノシシ1頭捕獲するのも。

わなでも最後は100kg級、鹿だって100kg、イノシシだって100kgあるんですけれども、最後は止め刺しと言うんですけれども、鉄砲を持っている人たちを連れてきて、ドンと近くでやってもらう、そうでないととても危ないのです。

それで、全国の猟友会の報告があると、その中には死亡したり 怪我したり、とにかく多いんです、野山をただ歩くのではなく、 鹿捕獲、イノシシ捕獲の事故も。

事件もありますけれども、事故が多いということでございますので、要望はあくまでも、私はですよ、聞き逃しているわけではないんですけれども、要望はあくまでも要望で、それに少しでも応えてやろうという市の気持ち、意向を捉えて支援してくれればいいのかなと、それです。

簡単にやってみるかななんて、そんな簡単な代物ではないことは事実ですから、今言ったように猟友会に報告するのも大変なんですね。

一部の部位を取って袋に入れて、あとは焼却炉に箱などに詰めて持っていかなくては分からないとかと、それで初めて補助金が出たりということで大変ですけれども、この要望はあくまでも要望という捉え方でいいかと思います。

困っている方々に応えてみても、農業者に応えてみてもいいか と思いますけれども、大変です。

増えているのも大変ですけれども、少なくなっているのも大変です。

ありがとうございました。

そのほかございませんか。

今、佐々木委員のお話で、まさに止め刺しをする方が、それを 確保する方が難しいんです、現実には。

それで、市としてそういう狩猟免許を持って鉄砲を持っている 方をきちんと位置づけて委嘱してほしいわけです。

これから恐らく地域ではそういうわな、いわゆるくくりわなの 資格を取ろうという人は恐らく増えてくると思います。

私たちも去年からそれ、受検を申し込むことにしていましたけ

議 長

7番 佐藤 想司 委員 れども、希望者が多くて結局1年待ってやっと入ったという感じでしたが、恐らくどんどん増えてくるでしょう。

問題は佐々木委員おっしゃるとおり、止め刺しする人がなかなかいない、地域にですね。

その辺を市としてきちんと狩猟免許を持って鉄砲を持っている 方を委嘱していただいて、声掛ければきちんとやっていただい て、あとは解体して処理場に持っていただけるという、そういう 体制を構築してほしいということが要望です。

以上です。

その他ございませんね。

せっかく農政専門委員会で練ったのですから。

皆さん、各論についてお話されていますが、いずれ、まずこの 内容で要望書、意見書としていいのかということの議案ですの で、そこはそこで議論していただく。

そして、なおかつ、今お話しされたような確信部分、現場から 見れば確信部分、そのようなことが、<u>私が指導します</u>ので、これ は。

その中で、時間の許す範囲の中で、こういうことがあるから、 こうしてほしいんだと、そのためのこういう文書が入っています よというふうな形で説得してもらうというのが一番いいと思うん です。

今日語るのは、逆に言えば______まで持ち越しするくらいの気持ちで整理してもらって短い時間でお話しする、そうすることが一番いいと。

そうしないと、時間だけ食って、1時間半の中で全部この意見書を踏まえて市の当局のほうで市長さん含めて答弁しますので、 そういうことなって30分はかかります。

開会挨拶だけで10分かかります。

そうすると、正味そのあと意見ある方々、先ほど開会の報告でも申し上げたように一応農政、農地分けてお二人ずつ御意見を、この意見書を踏まえて何か細かい核心部分含めてお話ししていただけるのであれば、そのようなことで質問してもらって構いませんけれども、いずれ農地、農政で2人ずつ出して、そうするとやり取り、質問5分、答弁5分で10分です。

どうしても40分かかる_____になってしまいます、4人ですから。

議長

<u>22</u>番

佐藤 多賀幸 委員

それで、まずはこの意見書を原案ですので、これでいいのかというところを議論していただきたい、このように思います。

よろしくお願いします。

ありがとうございました。

いろいろいっぱい出てきましたけれども、ございませんね。

私も初めて去年、市長との懇談会に参加させていただいて、ど ういうふうな流れでやるのかよく分からないまま出ましたけれど も、この質問は事前に当局のほうには当然いっているわけです が、聞いていまして、担当職員が説明するわけです。

それがあたかも議会答弁のように、だらだら、だらだら、正直 言って長い、結局最後にディスカッションする時間も何もないと いう状況です。

もう少し当局には簡潔な、もちろん分かっているわけですから 答弁してもらえるようにしていただきたいというふうに思ってい ます。

以上です。

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第99号 令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(举手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第99号」を可と決します。

以上で全議案が終了いたしました。

第14回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れ様さまでございました。

(午後3時01分閉会)

議長

__番

_____委員

議長

議 長

議長

議 長

議長

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員